

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

平成 24 年 9 月 18 日  
大阪府総務部契約局

## 低入札価格調査制度における「事前調査」の実施について

大阪府の低入札価格調査では、客観的な数値による失格判断基準、いわゆる数値的失格判断基準（例えば、落札候補者の見積りにおける直接工事費の金額は発注者の設計書上の直接工事費の 85% に相当する金額以上が計上されていなければ失格とするもの）を設定しています。

これまでの低入札価格調査においては、落札候補者から低入札価格調査資料一式を提出していただいたうえで、数値的失格判断基準を含めて失格の判断を行っていました。

このたび、低入札価格調査事務の円滑化及び落札候補者の負担軽減の観点から、数値的失格判断基準による低入札価格調査については、これまでの調査に先行して、入札書提出時に添付の工事費内訳書によって事前に行うこととしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 事前調査の概要

入札書提出時に添付の工事費内訳書を低入札価格調査資料として位置づけて、この内訳書により数値的失格判断基準に該当するか否かを事前に判断するものです。

なお、この事前調査で失格となった落札候補者には、入札参加資格に係る事後審査資料及び低入札価格調査資料の提出を求めません。

詳細については、[大阪府総務部契約局低入札価格調査実施要綱（建設工事版）](#)をご覧ください。

#### 2 対象案件

低入札価格調査制度を適用する建設工事の入札のうち、数値的失格判断基準を定めているもの

#### 3 工事費内訳書

事前調査の対象となる工事費内訳書は、低入札価格調査資料と位置づけます。訂正、変更、差替え又は再提出は一切できませんので、ご注意ください。

#### 4 実施時期

平成 24 年 10 月 1 日以降の公告案件から実施します。

問い合わせ先 大阪府総務部契約局建設工事課 建築入札グループ・土木入札グループ  
電話 06-6941-0351（内線）5332、5334、5336